

五島市障害者プラン

平成19年3月

五 島 市

はじめに

完全参加と平等をうたった1981年の国際障害者年を受け、国においては、平成5年3月に策定した「障害者対策に関する新長期計画」を具体的に推進していくための重点施策実施計画として「障害者プラン・ノーマライゼーション7か年戦略」を平成7年12月に策定しました。

また、長崎県でもこれまでの計画である「長崎県障害者福祉に関する新長期計画」と「長崎県障害者プラン」の双方を受け継ぎ障害者施策の一層の推進を図るため平成15年度から平成20年度までの「長崎県障害者基本計画」を策定した。

さらに、障害者や高齢者が社会生活の中で一般の人々と普通に、また、同じように活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」と、これらの人が社会生活をしていくうえでバリア（障壁）となるものを取り除く「バリアフリー」を基本理念とした「長崎県福祉のまちづくり条例」が平成9年3月に制定されました。

このような、障害のある人が生涯のあらゆる段階において、その能力を最大限に発揮し自立した生活ができるような支援と、障害のある人が障害のない人と共に生活し、活動できる環境を築いて、障害者の「完全参加と平等」の社会実現に向けて努力が続けられております。

本市におきましても、これまで障害者の自立と社会参加の促進を図るための障害者施策の推進に努めてまいりましたが、障害者の高齢化や障害の重度・重複化等今後ますます多様化するニーズに対応して各種施策を計画的、具体的に推進するために、国、県の計画を踏まえて「五島市障害者プラン」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき関係機関、関係団体と協力して障害者施策を進めてまいりたいと存じます。

最後に、障害者プラン策定にあたって貴重なご意見、ご提言をいただきました五島市障害者福祉計画策定協議会の委員の皆様には感謝申し上げますとともに、市民の皆様のお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成19年3月

五島市長 中尾郁子

目 次

はじめに

第 1 章 基本的な考え方

1	位置づけ	1
2	基本的な考え方 1	1
3	期 間	1
4	推進方策等	2
	重点施策体系 3	3

第 2 章 重 点 施 策

[1] 地域で共に生活するために

1	住まいや働く場や活動の場の確保	4
2	地域における障害児療育システムの構築	5
3	介護等のサービスの充実	6
4	総合的な相談・支援体制の整備	7
5	社会参加の推進	8
6	マンパワーの養成・確保	8
7	市町村中心の保健福祉サービス体系	9
8	難病を有する者への対応	9

[2] 社会的自立を促進するために

1	障害のある子供たちに対する教育の充実	10
2	法定雇用率達成のための雇用対策の推進	11

[3] バリアフリー化を促進するために

1	歩行空間の整備の推進	12
2	移動・交通対策の推進	12
3	建築物の整備	13

[4]	生活の質（QOL）の向上をめざして	
1	福祉用具等の普及促進	14
2	情報提供の充実	15
3	スポーツ、芸術・文化活動の振興等	15
4	公園、水辺空間等オープンスペースの整備	16
5	障害者の旅行促進のための方策の推進	16

[5]	安全な暮らしを確保するために	
1	地域の防犯・防災ネットワークの確立	17
2	災害時・緊急時の避難誘導対策の充実	17
3	災害を防ぐための基盤の整備	18
4	防犯・防災知識の普及	18

[6]	心のバリアを取り除くために	
1	障害者への理解を深めるための教育の推進	19
2	ボランティア活動の振興等	20
3	啓発・広報活動の推進	20

資 料

[1]	障害者の現況	23
[2]	協議会等	25

第 1 章

基 本 的 な 考 え 方

1 位置づけ

五島市では、平成18年3月に「しまの豊かさを創造する海洋都市」を基本理念とする「五島市総合計画」（平成18年度から27年度）を策定し「すべての人々が安心して住めるまちづくり」の基本方針をより具体的に推進するための重点施策実施計画とします。

2 基本的な考え方

- (1) 国、県の「障害者プラン」に掲げられた諸施策を受けて、市としての具体的な取り組みや市独自の施策について明らかにし、障害者施策の総合的な推進を目指します。
- (2) 五島市障害者プランは日常生活の全てにおいて全人間的復権を図る「リハビリテーション」と、障害者が障害のない者と同じように生活し、活動し共生する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを基本目標として、次の6つの視点から施策の重点的な推進を図ります。
 - ① 地域で共に生活するために
 - ② 社会的自立を促進するために
 - ③ バリアフリー化を推進するために
 - ④ 生活の質（QOL）の向上を目指して
 - ⑤ 安全な暮らしを確保するために
 - ⑥ 心のバリアを取り除くために
- (3) 障害者自立支援法施行に伴って、各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとに必要な量の見込み、確保のための方策などを定める「五島市障害福祉計画」を施策することが義務付けられているため、この計画と調和を図ります。

3 期 間

五島市障害者プランは平成19年度を初年度とし平成23年度を目標とする5か年計画とします。

4 推進方策等

- (1) 障害者施策は広範な分野にわたるため、障害者と健常者との連携、障害者に対する理解促進のために関係機関との連携を強化し施策の効果的推進を図ります。
- (2) 本プランは、数値目標を含め計画の進捗状況について、社会情勢の変化や国、県プランの見直し等の状況を踏まえ必要に応じ見直しを行います。

重点施策体系

1 地域で共に生活するために

- 1 住まいや働く場や活動の場の確保
- 2 地域における障害児療育システムの構築
- 3 介護等のサービスの充実
- 4 総合的な相談・支援体制の整備
- 5 社会参加の推進
- 6 マンパワーの養成・確保
- 7 市町村中心の保健福祉サービス体系
- 8 難病を有する者への対応

2 社会的自立を促進するために

- 1 障害のある子供たちに対する教育の充実
- 2 法定雇用率達成のための雇用対策の推進

3 バリアフリー化を促進するために

- 1 歩行空間の整備の推進
- 2 移動・交通対策の推進
- 3 建築物の整備

4 生活の質（QOL）の向上を目指して

- 1 福祉用具等の普及促進
- 2 情報提供の充実
- 3 スポーツ、芸術・文化活動の振興等
- 4 公園、水辺空間等オープンスペースの整備
- 5 障害者の旅行促進のための方策の推進

5 安全な暮らしを確保するために

- 1 地域の防犯・防災ネットワークの確立
- 2 災害時・緊急時の避難誘導対策の充実
- 3 災害を防ぐための基盤の整備
- 4 防犯・防災知識の普及

6 心のバリアを取り除くために

- 1 障害者への理解を深めるための教育の推進
- 2 ボランティア活動の振興等
- 3 啓発・広報活動の推進

第 2 章

重 点 施 策

[1] 地域で共に生活するために

ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害のある人々が地域の中で共に生活を送れるように、住まいや働く場を確保するとともに、生活支援体制や福祉保健サービスが的確に提供されるよう努めます。

1 住まいや働く場や活動の場の確保

(1) 住宅整備の推進

現状と課題

本市では市営住宅において、障害者住宅が2戸しかなく、入居の要望がありながら、対応できない状況にあります。

今後は需要の動向に留意しながら、障害者向け住宅の整備を図り、改修の際も段差解消など障害者等に配慮した住宅の整備、供給を推進する必要があります。

[今後の取り組み]

- 新設される市営住宅において、段差解消など障害者等に配慮した仕様の住戸を確保するとともに、住戸改善の際にもできる限り同様の住戸確保に努めます。
- 障害者等を入居の対象とする市営住宅の供給に努めます。
- 共同生活援助（グループホーム）、共同生活援助（ケアホーム）及び福祉ホーム（身体障害者）の推進を図ります。
- 重度障害者住宅改造助成事業や障害者住宅整備資金貸付事業の積極的な活用を図り、障害者が暮らしやすい民間住宅の整備を促進します。

(数値目標)

	平成19年度	平成20年度	平成23年度
共同生活援助・共同生活介護（見込量）	46人分	59人分	69人分
福祉ホーム（見込量）	5人分	25人分	25人分

(2) 福祉的配慮のされた働く場や活動の場の確保

障害者現状と課題

障害者の福祉的就労の受皿となる授産施設や小規模作業所等の整備状況は、旧法知的障害者授産施設 20 人分、心身障害者小規模作業所 4 か所、精神障害者小規模通所授産施設 1 か所、精神障害者通所授産施設 1 か所、精神障害者生活訓練施設（援護寮） 1 か所、精神障害者地域生活援助事業 2 か所となっています。

市内の中心部には活動の場である事業所等はあるが市内から離れた奈留地区にはなく空き店舗等を利用した活動の場を確保する必要があります。

[今後の取り組み]

- 障害のある人の就労を促進するため、県や五島公共職業安定所と連携して啓発活動を推進します。また、就労相談の充実や情報提供により幅広い支援を行います。
- 就労移行支援事業等の推進により在宅障害者等の就労への移行を進めるとともに通常の事業所で働くことが困難な方に就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識や能力のための訓練を行い就労に向けての支援や協力事業所の確保など雇用の拡大を図ります。
- 空き店舗等を利用して、活動の場の整備を図ります。

(数値目標)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
就 労 移 行 支 援 (見 込 量)	108 人日分	126 人日分	234 人日分
就 労 継 続 支 援 A 型 (見 込 量)	20 人日分	40 人日分	180 人日分
就 労 継 続 支 援 B 型 (見 込 量)	648 人日分	792 人日分	1566 人日分
地域活動支援センター事業Ⅲ型 (見込量)	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	90 人	110 人	130 人
" II 型 (見込量)	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	0 人	0 人	0 人
" I 型 (見込量)	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	35 人	40 人	45 人

2 地域における障害児療育システムの構築

現状と課題

障害児を早期に発見し、早期に療育ができるよう乳幼児健康診査、発達相談、療育指導を更に充実させる必要があります。

現在、本市においては、心身障害児通園事業を平成10年10月より実施しています。

また、保育を要する障害児が地域の保育所に通園できるようさらに障害児保育の促進を図る必要があります。

[今後の取り組み]

- 児童の障害を早期に発見し、早期療育ができるよう健康診査、訪問、相談の充実を図ります。また、医師はもちろん看護師・保健師・PT・OT・STなど専門スタッフとの連携をはかるとともに、母親の育児をサポートする為の保健指導を推進します。
- 心身障害児のための通園事業の充実を図ります。
- 保育を要する障害児が保育所に通園できるよう障害児保育の充実を図ります。
- 療育手帳の手引の作成に向けて関係機関に要請します。

3 介護等のサービスの充実

(1) 在宅サービスの充実

現状と課題

障害のある人が地域の中で、安心してゆとりのある生活を送ることができるよう、居宅介護、短期入所事業、移動支援など、各種サービスを実施している。

今後障害者の高齢化に伴いさらに需要が伸びる傾向にあります。

また、腎臓機能障害者は年々増加しており、患者の長齢化、加齢とともに、通院頻度も高くなり、大きな負担となっています。

[今後の取り組み]

- 福祉情報の提供や相談窓口、助成制度などについて紹介し利用の促進を図るとともに広報誌や市のホームページなどによる情報提供の充実を図ります。
- サービスが適切に提供されるようサービス利用計画を作成し、一人ひとりの障害の状況に応じたケアマネジメントの充実を図ります。
- ボランティアやNPOとも連携しながら通院支援センターの整備を図ります。

(2) 施設サービスの充実

現状と課題

本市には、60人定員の知的障害者更生施設が設置されていますが、身体障害者療護施設がなく、島外の施設に入所している現状です。

島外の施設に入所している障害者が住み慣れた地域にもどり生活していくためには、知的・身体障害者施設の整備が必要です。

[今後の取り組み]

- 特別養護老人ホームに併設型の小規模身体障害者療護施設の整備を推進します。
- 高齢化や障害の重度化により地域での生活が困難な障害のある人の増加に対応した入所施設について日中活動系サービスと居住系サービスへの移行促進と運営支援を図ります。

(数値目標)

身体障害者療護施設 10人（0人）

4 総合的な相談・支援体制の整備

現状と課題

本市における障害者相談員の設置状況は、身体障害者相談員9名、知的障害者相談員7名となっていますが、今後、障害者やその家族が生活していくうえで必要とする各種相談や日常生活支援の情報を的確に入手し選択できるよう、相談、支援体制の充実が必要です。

[今後の取り組み]

- 障害者の実績に応じた相談にあたることのできる相談員の資質の向上を図ります。
- 民生児童委員と協力して障害者の日常生活支援に努めます。
- 各種研修等に市職員を積極的に参加させ、職員の資質の向上を図ります。
- 相談支援事業の充実を図るとともに相談ネットワークの形成を図り障害のある一人ひとりに応じた一貫した相談支援体制の確立に努めます。

5 社会参加の推進

現状と課題

障害者の社会参加は進んできていますが、障害のある人が地域の中で安心して生活していくためには周囲の人との円滑なコミュニケーションが不可欠です。

本市では、障害者への支援事業として手話奉仕員の養成事業や手話奉仕員派遣事業や視覚障害者に対する朗読奉仕員など障害者の自立促進を推進していく必要があります。

[今後の取り組み]

- 障害者の社会参加を促進するため、公共施設の入場料・使用料の減額免除の充実を図ります。
- コミュニケーション手段の確保のため手話奉仕員養成事業や手話奉仕員派遣事業の充実を図ります。
- 視覚障害者に対する朗読奉仕員等のボランティアの養成確保を図ります。
- 遠距離での移動を考慮したガイドヘルパーネットワーク作りを推進します。

6 マンパワーの養成・確保

現状と課題

複雑、多様化する障害者のニーズに対応するためサービスの担い手の養成、確保が必要となります。

今後、ホームヘルパー、ケアマネージャ（介護支援専門員）等の福祉専門職員の養成、確保を図らなければなりません。

[今後の取り組み]

- ホームヘルパー、ケアマネージャ（介護支援専門員）等の養成など専門知識や資格を有した人材の確保に努めます。
- 手話通訳者、朗読奉仕員、その他専門的知識を有する者の養成確保を図ります。

7 市町村中心の保健福祉サービス体系

現状と課題

障害者の生活を支援していくには、障害者にもっとも身近な市町村の公的サービスの役割が重要です。

今後は、県との連携により地域における各種サービスを的確に推進する必要があります。

[今後の取り組み]

- 県等との連携体制を整備し、各種サービスの整備を推進します。

8 難病を有する者への対応

現状と課題

本市でも難病を有する人が増加しているなかで、社会復帰を目指し自助努力をしていますが、それにも限界があります。家族の負担も増大する中、日常生活において公的介護を必要とする人も多く見られます。

今後、関係機関との連携、協力の確保に努め、日常生活、疾病に係る相談業務を推進し、保健医療、福祉施策の推進を図る必要があります。

[今後の取り組み]

- 在宅の難病を有する人やその家族に対して、専門医や関係職種の協力を得て日常生活に係わる相談、訪問による医学的指導等を行うとともに、介護サービスの確保に努めます。

[2] 社会的自立を促進するために

障害者の社会的自立を促進するために、障害に応じたきめ細かい教育の実現や福祉雇用等の各分野と連携して障害者の適性と能力に応じた雇用機会の拡大を図り、職業を通じて社会参加することができるよう努めます。

1 障害のある子供たちに対する教育の充実

現状と課題

市内に開校した養護学校では障害のある子供達の社会自立や生活自立に向けた実践的な取り組みを行っています。

障害児の教育については、障害のある児童生徒一人ひとりの障害に応じて、その可能性を最大限に引き出し、個性や能力を伸ばしていくためにきめ細かい適切な教育が重要です。

そのために適切な教育の場を提供するとともに、就学相談の充実と教職員の資質の向上を図ることが必要です。

[今後の取り組み]

- 養育や教育に対して不安や悩みをもつ保護者や教育関係者等の相談に応じるため、教育相談事業の充実に努めるとともに、就学前の幼児については、積極的に巡回就学相談の受診を勧めます。
- 就学指導委員会の適切な運用を図り、障害児教育の充実に努めます。
- 障害のある児童生徒については、その障害に応じた適切な就学ができるよう努めます。

2 法定雇用率達成のための雇用対策の推進

現状と課題

障害者の雇用については、総合的な対策のもとに企業等に雇用される障害者も徐々に増加の傾向にありますが、未だ十分とはいえない状況にあります。

県内における民間企業の障害者の雇用率は、平成18年6月現在で1.90%（五島公共職業安定所管内では0.89%）と県内では法定雇用率1.8%を上回っていますが、五島管内では下回っている。産業別や規模別によっても差異が見られ、今後、障害者の雇用促進に向けて相談業務、支援対策の充実をはかる必要があります。

[今後の取り組み]

- 五島市職員の雇用率は2.0%（平成18年6月1日現在。法定雇用率は2.1%）です。さらなる雇用の推進に努めます。
- 県、五島公共職業安定所等の関係機関と連携を図り、広報啓発活動等を通じて企業における雇用率の促進を図ります。

[3] バリアフリー化を推進するために

障害のある人の活動の場を拡げ、自由に社会参加できる社会にしていくため、様々な政策手段を通じて、道路、建物等生活環境の障壁の除去に積極的に取り組みます。

1 歩行空間の整備の推進

現状と課題

本市では高齢者や障害者等が安心して歩行できるような歩道の整備が進められています。未だ安全が十分に確保されているとはいえません。

障害者等が自由に移動ができ、社会活動へ参加できるための基礎的条件として、歩行空間の整備は、今後も積極的に推進する必要があります。

[今後の取り組み]

- 歩道の整備にあたっては、可能な限り車椅子が通行できる幅の広い歩道の整備を推進します。
- 歩道の段差解消、視覚障害者用ブロックの敷設等に努めます。
- 看板等、歩道上の不法占用物の撤去指導を推進します。

2 移動、交通対策の推進

現状と課題

障害者の社会参加が進むなかで、障害者に配慮した公共交通機関等の改善が図られていますが、まだ充分整備されているとはいえない状況にあります。

(1) 公共交通ターミナルのバリアフリー化の推進

[今後の取り組み]

- 「公共交通ターミナルにおける高齢者、障害者等のための施設整備ガイドライン」、「長崎県福祉のまちづくり条例」等に基づき、交通事業者等に対し、公共交通ターミナルのバリアフリー化の促進を要請します。

(2) 障害者等に配慮して車輛の導入及びバス停等の整備

[今後の取り組み]

- 公共交通機関を利用する障害者等に対応するため、陸・海・空の交通事業者に対し機材の更新の際には超低床、広ドア車輛等を導入し、乗降時のバリアフリー化を要請します。
- バス停における待合環境の整備を促進します。

(3) 障害者等に配慮した信号機の設置

[今後の取り組み]

- 障害者等が安心して道路を横断できるように、障害者等に配慮した信号機（視覚障害者信号機等）を障害者等の横断が多い箇所へ設置されるよう関係機関へ要請します。

3 建築物の整備

— 現状と課題 —

障害者が安心して利用できるよう建築物の整備を図る必要があります。特に市の施設や公共性の高い民間建築物等についても、バリアフリー化を促進し、障害者の社会参加がより可能になるよう努めることが重要です。

(1) 公共性の高い民間建築物のバリアフリー化

[今後の取り組み]

- 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」（ハートビル法）や「長崎県福祉のまちづくり条例」に基づき公共性の高い建築物のバリアフリー化の促進に努めます。
- 社会教育施設もバリアフリー化を促進します。

(2) 市有施設の設備

[今後の取り組み]

- 市が新たに設置する施設については、「長崎県福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づき、障害者等に配慮した整備を推進します。
- 既存の市の施設改修については、バリアフリー化に努めます。

[4] 生活の質（QOL）の向上を目指して

障害者が地域のなかで充実した生活を送るために、日常生活を支える福祉用具の普及や情報提供の充実、スポーツ、文化活動、旅行等の活動促進など障害者の生活向上を図るための施策を促進します。

1 福祉用具等の普及促進

現状と課題

障害の重度化及び在宅障害者の増加等に伴い、障害者に日常生活を容易にするための、補装具や日常生活用具等の福祉用具の給付等の件数は増加傾向にあります。

また、障害者のニーズに合わせ、福祉用具の開発や給付種目も多様化していることから、福祉用具に対する障害者のニーズを的確に把握するとともに、適正な給付を図る必要があります。

[今後の取り組み]

- 障害者のニーズに見合った福祉用具の提供がなされるよう、相談・フォローアップ体制の充実を図ります。
- 関係機関との連携や職員の資質の向上、福祉用具の展示会の開催等により、福祉用具の適正な普及を図ります。

2 情報提供の充実

現状と課題

障害者、特に視覚障害者や聴覚障害者は、情報の収集・伝達に大きなハンディキャップがあります。

障害者に対する的確な情報の提供は、障害者の社会参加を促進していくうえで重要な意味を持つことから、情報提供手段の整備が必要です。

また、近年の情報機器の普及や多様なコミュニケーション手段の発達を踏まえ、障害者が容易に情報を入手できるための体制の整備も必要です。

[今後の取り組み]

- 障害者の社会参加に必要な幅広い情報をパソコン通信、ファックス通信、インターネット等の活用により提供できるよう体制整備を行うことに対して積極的に協力します。
- 広報紙等のわかりやすい文章表現等についてさらに充実するよう努めます。

3 スポーツ、芸術・文化活動の振興等

現状と課題

障害者の運動会や各種スポーツ大会、コンサート等が開催され参加者も増加の傾向にあります。

今後も障害者スポーツの振興を図り、誰もが楽しめるスポーツ、レクリエーションを普及するとともに芸術、文化活動への参加や鑑賞の機会を増やしていく必要があります。

[今後の取り組み]

- スポーツ、レクリエーション大会への参加を促進し、障害者スポーツ、レクリエーションの普及に努めます。
- 障害者の参加するスポーツ大会やコンサート、芸術祭、展覧会等の開催を支援します。

4 公園、水辺空間等オープンスペースの整備

現状と課題

障害者が公園や水辺に接することができる環境の整備は、憩いと安らぎの場であるとともに、障害者の生活に潤いを与え、健康づくりや地域との交流の推進のうえからも意義があります。

そのための環境整備の一環として、障害者に配慮した公園や水辺空間の整備を行う必要があります。

[今後の取り組み]

- 障害者の健康づくりやふれあい・交流の場を身近に確保できるよう、トイレの整備、スロープ、出入口の段差の解消等を含めバリアフリーの公園整備を促進します。
- 障害者が安全、快適に水辺空間を楽しむことができるよう、緩傾斜の護岸、水辺のアクセス施設等を備えた河川、海岸等の整備に努めます。

5 障害者の旅行促進のための方策の推進

現状と課題

障害者が旅行に行きたくても様々な障壁があり、外に出ていけなのが実情です。そのため、観光施設の整備はもとより、宿泊施設の整備や旅行に関する提供も必要です。

[今後の取り組み]

- 観光協会等との連携により、障害者等に対する宿泊施設や観光情報の提供ができる体制の整備に努めます。

[5] 安全な暮らしを確保するために

障害者が地域の中で安心して生活できるように、地震、火災、水害、土砂災害等の災害や犯罪から守るため、防犯、防災ネットワークや緊急通報システムの充実や、権利擁護、成年後見制度など障害者を支援できる体制づくりを推進します。

1 地域の防犯・防災ネットワークの確立

現状と課題

障害者は、災害等に遭遇した場合に被害が大きくなるおそれが高く、障害者自身の不安も大きなものがあります。

一方では避難場所を知らない、知っていても避難誘導者がいない等の問題もあり、日頃からその不安を解消するためのコミュニケーション手段の充実、啓発等が必要です。

[今後の取り組み]

- 避難及び避難場所の周知等啓発を推進します。
- 自主防災組織の育成及び活性化、リーダー育成、活動拠点の整備、防災訓練の実施等を推進し、地域住民を中心とした障害者等の支援体制の整備を推進します。

2 災害時・緊急時の避難誘導対策の充実

- 障害者の避難誘導體制や迅速かつ的確な情報伝達手段の推進を図ります。
- 県警本部にFAX110番を設置していますがあまり知られていないのでこれの周知徹底を図ります。

3 災害を防ぐための基盤の整備

現状と課題

病院や社会福祉施設の立地している地域においては、災害時に特に大きな被害を受ける可能性が強いと予想されます。

入院・入所者が安心して暮せるような防災対策が必要です。

[今後の取り組み]

- 病院や社会福祉施設等が立地している地域において、土砂災害を防止するために、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策等を推進します。

4 防犯・防災知識の普及

現状と課題

災害によって被害を受けやすい障害者に対しては、日頃から緊急時への対応についての知識を身につける様々な対応が求められています。

今後は、防災知識の普及を図るとともに、障害の種類に応じた災害対策マニュアルの作成が必要と考えます。

[今後の取り組み]

- 消防機関及び警察との連携のもと、巡回連絡等を通じて、防犯指導、災害時における連絡方法等の周知徹底を図ります。
- 防災に関するパンフレットの配布等により、障害者に対し防災に関する知識の普及を図るとともに、住民等に障害者の援助に関する知識の普及を図ります。
- 住宅災害による高齢者・障害者等の死者の低減を図るため、訪問による住宅防火対策を推進します。

[6] 心のバリアを取り除くために

教育やボランティア活動を通じ、子供のころからの障害者との交流を行うとともに啓発・広報活動を行い、障害及び障害者に対する理解を深めます。

1 障害者への理解を深めるための教育の推進

現況と課題

障害や障害者に体する理解を深めるためには、早い時期からの障害者との交流が大切です。

そのため、市内の小・中学校において障害児学級等との交流教育やボランティア教育等を実施し、障害者に対する正しい知識と理解を得させることが必要です。

[今後の取り組み]

- 学校内における障害児学級と健常児学級との交流教育について、積極的に推進します。
- ボランティア活動の教育的意義を十分認識し、各学校において介護体験、地域の清掃活動、空き缶回収等に取り組み、ボランティア教育の推進を図ります。
- 小・中学校において障害者への理解を深めるための福祉講話の充実を図ります。
- 公民館講座や家庭教育学級において、障害者問題を含む人権教育講座を行います。

2 ボランティア活動の振興等

現状と課題

市民のボランティアに対する関心が高まっていることから、ボランティアの自主性、創造性を尊重しながら、障害者への生活支援を厚みのあるものとするためにも、福祉活動へのボランティアの参加をさらに促進する必要があります。

障害者に対するボランティア活動は、障害者の社会参加活動を進めるうえで必要不可欠なものであり、また市民の障害者への関心と理解を深める意味でも大きく寄与するものと思われます。

そのためにも、ボランティア活動への関心を高め、参加を広めるために、活動への支援を推進する必要があります。

[今後の取り組み]

- 市内のボランティア団体とその活動状況を把握し、ボランティア活動に関する情報の提供や啓発活動を行い、市民がボランティア活動に円滑に参加できるようにします。
- 総合福祉保健センターにおいて、ボランティアによるチャリティーショップの開催を計画します。

3 啓発・広報活動の推進

現状と課題

障害や障害者に対する理解を深めるため、「障害者週間」等の様々な取り組みが行われています。

同時に障害者団体等の努力もあり、障害者に対する理解も一定の成果は得られていますが、未だ地域に十分に定着しているとはいえない状況です。

また、精神障害者に対する誤解や偏見は根強く、精神障害者の地域での自立や就労等の社会参加にあたっての大きな阻害要因となっています。

今後は、障害者の社会復帰及び社会参加を推進するうえからも、ひとりでも多くの方が障害者について考える機会を持つように、市民に対する啓発、広報活動を通じて、障害者に対する理解の普及を図る必要があります。

[今後の取り組み]

- 「障害者週間（12月3日～9日）」にイベントを開催するなど、障害者団体と連携し、様々な媒体を通して啓発・広報活動を推進します。
- 障害者に対する理解と協力を得るため、民生委員等と障害者団体との意見交換等を行う事業を推進します。
- 公共交通機関等を利用する障害者等が快適に利用できるよう交通事業者及び交通事業者等に障害者に対する理解をより一層深めるよう努めます。

第 3 章

数 值 目 標

長崎県障害者プラン（長崎県）との数値比較

（単位：時間、人日、人）

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度	
		五島市		五島市		五島市		五島市
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援	29,547	時間 630	32,638	時間 705	35,347	時間 759	44,298	時間 916
生活介護	14,434	人日 30	27,381	人日 365	37,507	人日 760	66,507	人日 4,104
自立訓練（機能訓練）	448	人日 0	717	人日 0	1,067	人日 0	1,736	人日 54
自立訓練（生活訓練）	2,572	人日 0	5,752	人日 270	7,627	人日 288	14,320	人日 450
就労移行援	2,451	人日 18	5,849	人日 108	7,879	人日 126	12,504	人日 234
就労継続支援（A型）	660	人日 0	1,711	人日 20	3,657	人日 40	11,976	人日 180
就労継続支援（B型）	3,068	人日 54	8,304	人日 648	14,014	人日 792	35,090	人日 1,566
児童デイサービス	2,970	人日 307	3,074	人日 316	3,148	人日 320	3,328	人日 338
短期入所	3,557	人日 41	4,037	人日 50	4,303	人日 62	5,097	人日 72
共同生活援助・共同生活介助	873	人 43	983	人 46	1,016	人 49	1,735	人 59
相談支援	425	人 2	566	人 10	672	人 11	898	人 19

資 料

[1] 障害者の現況

障害者数

○ 身体障害者手帳所持者数 種別・等級・年齢別

平成19年3月末

種別	程度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
視覚障害	18歳未満	1	1	0	2	0	0	4
	18歳以上	114	82	26	26	38	23	309
	小 計	115	83	26	28	38	23	313
聴覚障害	18歳未満	0	0	0	0	0	1	1
	18歳以上	20	76	48	42	1	68	255
	小 計	20	76	48	42	1	69	256
音声・ 言語障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	3	1	14	5	0	0	23
	小 計	3	1	14	5	0	0	23
肢 体 不 自 由	18歳未満	6	5	2	0	0	0	13
	18歳以上	145	261	237	243	186	92	1,164
	小 計	151	266	239	243	186	92	1,177
内部障害	18歳未満	6	0	2	1	0	0	9
	18歳以上	383	73	228	291	0	0	975
	小 計	389	73	230	292	0	0	984
合 計	18歳未満	13	6	4	3	0	1	27
	18歳以上	665	493	553	607	225	183	2,726
	小 計	678	499	557	610	225	184	2,753

○ 知的障害者 療育手帳所持者数 程度・年齢別

平成19年3月末

程 度 種 別	A	最 重 度 A 1	重 度 A 2	B	中 度 B 1	軽 度 B 2	計
18歳未満	0	14	13	0	9	26	62
18歳以上	3	111	116	0	152	88	470
計	3	125	129	0	161	114	532

○ 精神障害者保健福祉手帳所持者数 程度

平成19年3月末

区 分	精神保健福祉手帳1級	精神保健福祉手帳2級	精神保健福祉手帳3級
手帳保持者数	65	196	21

[2] 協議会等

五島市障害者福祉計画策定協議会設置条例

(設置)

第1条 五島市障害者福祉計画の策定に関し必要な調査及び審議を行わせるため、五島市障害者福祉計画策定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の役員又は会員
- (3) 学識経験者を有する者
- (4) 市職員

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、五島市障害者福祉計画の策定までの間とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 欠員の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員会)

第5条 協議会は、特別な事項を調査研究するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 専門委員会に委員長を置き、当該専門委員会に属する委員の互選により選任する。

4 委員長は、専門委員会の会務を総理し、専門委員会における審議の状況及び結果を協議会に報告しなければならない。

5 委員長に事故あるときは、当該専門委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 専門委員会の会議は、委員長招集し、委員長が議長となる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長がともに欠けたときは、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市の各機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(審議結果の答申)

第8条 協議会は、その調査及び審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に答申しなければならない。

(会議録の調整)

第9条 会長は、会議録を調整し、開会の日時及び場所、出席委員等の指名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委 任)

第 1 1 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成 1 6 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に招集すべき協議会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

五島市障害者福祉計画策定協議会委員

区分	氏 名	役 職 等	備 考
学識 経験者	野 原 寅 男	五島市社会福祉協議会会長	
	浦 繁 郎	五島医師会会長	
障害者・障害福祉事業関係者	土 岐 達 志	五島市身体障害者福祉協議会会長	
	山 田 国 夫	五島育成園園長	
	川 端 源 市	心身障害者支援団体「若竹の会」会長	
	洗 川 清 美	五島市手をつなぐ育成会会長	
	杉 秀 宣	ふじ学園園長	
	林 田 輝 久	社会福祉法人さゆり会理事長	
	入 江 善 充	サポートセンターゆうなぎ施設長	
関係 官庁	末 田 拓	五島保健所所長	
	松 竹 宏	五島公共職業安定所総括職業指導官	